



遠赤外線用語

JIS Z 8117 : 2002

(JIRA)

(2007 確認)

平成 14 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 窯業技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	松 尾 陽太郎	東京工業大学
(委 員)	植 松 敬 三	長岡技術科学大学
	井 田 全 彦	板硝子協会
	小 田 喜 一	独立行政法人産業技術総合研究所
	黒 木 俊 之	東邦テナックス株式会社
	阪 井 博 明	日本ガイシ株式会社
	佐 々 正	石川島播磨重工業株式会社
	長 恵 祥	株式会社大林組
	松 尾 晃	品川白煉瓦株式会社
	松 田 邦 男	川崎製鉄株式会社
	山 川 正 行	株式会社マグ

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.3.20

官 報 公 示：

原案作成者：社団法人 遠赤外線協会 (〒105-0021 東京都港区東新橋2丁目11-3 TEL 03-3438-4108)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：窯業技術専門委員会（委員会長 松尾 陽太郎）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人遠赤外線協会(**JIRA**)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするため、**IEC 60050-841 : 1983**を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

JIS Z 8117には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) JIS と対応する国際規格との対比表

目 次

ページ

序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 用語及び定義	1
3.1 基礎及び放射に関する用語	2
3.2 測定及び量に関する用語	5
3.3 放射源、器具及び材料に関する用語	7
3.4 加熱装置及び加熱炉に関する用語	8
3.5 応用に関する用語	8
3.5.1 高温熱作用の応用に関する用語	8
3.5.2 常温熱作用の応用に関する用語	9
3.5.3 非熱作用の応用に関する用語	9
附属書(参考) JIS と対応する国際規格との対比表	10
解説	12
索引	19

日本工業規格

JIS

Z 8117 : 2002

遠赤外線用語

Glossary of Far Infrared Radiation Terms

序文 この規格は、1983年に発行された **IEC 60050-841** : International Electrotechnical Vocabulary, Industrial electroheating を基に作成した日本工業規格であるが、遠赤外線を応用する分野で頻繁に用いられている用語だけを採択して作成している。

なお、変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書（参考）**に示す。

1. 適用範囲 この規格は、主な遠赤外線用語（以下、用語という。）と、その定義について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

IEC 60050-841 : International Electrotechnical Vocabulary, Industrial electroheating (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8113 照明用語

3. 用語及び定義 用語及び定義は、**3.1～3.5** のとおりとする。

備考 1. 二つ以上の用語を並べた場合は、その順位に従って優先使用する。

2. 用語に付けた括弧の用い方は次による。

なお、定義欄に出てくる用語に付けた括弧の用い方もこれを準用する。

a) [] の部分は説明又は注記を示す。

b) 遠赤外(線)○○○○は、遠赤外○○○○と遠赤外線○○○○の二つの用語が並記されていることを示す。

3. 読みにくい用語にはその読み方を示す。

4. 参考のために対応英語を示す。ここで、括弧の用い方は次による。

a) 英語と米語に区別がある場合には、(英)、(米)で示す。また、これ以外の()の中は省いてもよいことを示す。

b) [] 内の部分は説明又は注記を示す。

5. 対応英語は、主として **IEC 60050-841** 及び **IEC 60050-845**、並びに **UIE**(国際電熱連合) の慣用語によった。

なお、対応英語のないものは空欄とする。